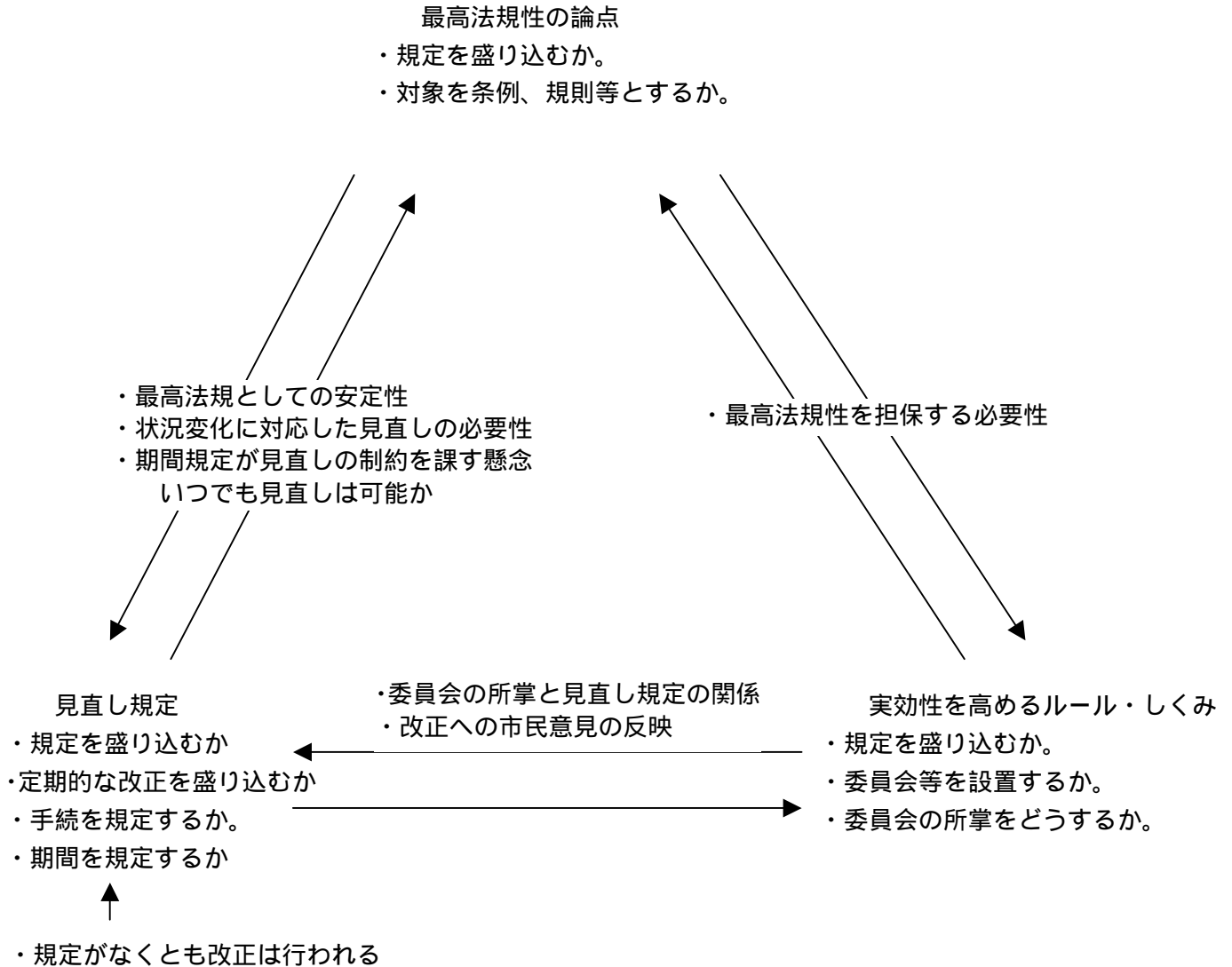


作成委員会における検討事項メモ

1 最高法規性、見直し規定、実効性を高めるルール・仕組みの関係性について



2 他都市条例の規定のポイント

- ・ 3点を全て規定している条例は見られない。
- ・ 最高法規性と見直しのセットはニセコ町のみ
最高法規は安定的であるべきとの考え？
- ・ 最高法規性を規定し、見直し、ルール仕組みはない条例が2つ
最高法規性を規定すればそれを担保する仕組みは必要なく、定期的な見直しよりも安定性を志向？
- ・ 条例の見直し規定のみを有するのは2条例(両者とも条例化されていない)
- ・ 多摩市は最高法規性と実効性を高めるルール・しくみを規定
見直し規定と委員会の関係性を明確にしていない

3 他都市条例の規定内容

	ニセコ町まちづくり基本条例 平成13年4月1日施行	宝塚市まちづくり基本条例 平成14年4月1日施行	生野町まちづくり基本条例 平成14年6月1日施行	清瀬市まちづくり基本条例 平成15年4月1日施行
最高 法規性	<p>第13章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け)</p> <p>第43条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化)</p> <p>第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図る</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくり制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>(最高規範性)</p> <p>第34条 この条例は、生野町のまちづくりの基本原理を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。 (条例の体系化)</p> <p>第35条 町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。</p>	
見直し 規定	<p>(この条例の検討及び見直し)</p> <p>第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>			<p>(条例の改正)</p> <p>第14条 市は、この条例を改正しようとする場合は、市民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。</p>
実効性を たかめる ルール・ しくみ				<p>(清瀬市まちづくり委員会)</p> <p>第9条 市長は、附属機関として、清瀬市まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、まちづくりについての市民の提案及びこの条例が適切に運営されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言することを目的とする。</p> <p>3 市長は、委員会の提言を尊重しなければならない。</p> <p>4 委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。</p> <p>5 委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。</p>

杉並区自治基本条例 平成15年5月1日	多摩市自治基本条例	高知県自治基本条例(2000年)	群馬県自治基本条例(素案)(1996年)	
第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。	(条例の位置付け) 第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。			最高法規性
		(改正) 第16条 知事は、この条例の改正を行おうとする場合は、県民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。	(改正) 第16条 知事は、この条例の改正を行おうとする場合は、県民の意見を適切に反映するための措置を講じなければならない。 第5章 条例の改正 (条例改正手続) 第14条 この条例の改正は、県民意見の聴取その他県民の意思を集約するための措置を講ずるとともに、別に定める手続により有権者による県民投票を経て、行うものとする。	見直し規定
	第6章 自治推進委員会の設置等 (自治推進委員会の設置) 第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。			実効性をたかめるルール・しくみ

4 補足説明

(1) 見直し規定

- ・実効性を高めるために機関設置をする場合、そこだけが見直しを検討することができるとするのか
見直しの権利を狭める

(2) 実効性を高める仕組み・ルール

- ・自治基本条例で規定した権利の救済
たとえば、知る権利 情報公開審査会などがある
一般的な参加の権利についてはオンブズマンなどが想定される。
- ・自治基本条例で規定した事項の推進や検証
パブリックコメントや住民投票などの運用の検証
- ・新しい制度の創設
機関設置をしたとしても諮問型をとるのか、それとも自立的な提案権を持つとするか
オンブズマンとの整合性が必要